

株 主 各 位

神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5

株式会社 魚 喜

代表取締役社長 有 吉 美 和

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.uoki.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスいただき、上部メニューより「IR情報」「株主総会情報のご案内」の順にご選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「魚喜」又は「コード」に当社証券コード「2683」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年5月21日（水曜日）午後5時45分まで**に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口4F「ホール4C」
末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

株主総会ご出席の株主様へのお土産、お飲み物をご用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

議

案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。
 - ◎ 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ありよしみわ 有吉美和 (1974年3月8日生)	2015年4月 株式会社ビッグパワー入社 2016年3月 株式会社ビッグパワー取締役（現任） 2016年3月 当社入社 2017年3月 当社社長室長 2017年5月 当社取締役社長室長 2018年3月 当社代表取締役社長執行役員 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員飲食営業本部長 2022年3月 当社代表取締役社長執行役員営業推進本部長兼Webマーケティング室長 2023年5月 当社代表取締役社長執行役員東日本営業本部長（現任）	118,976株
2	しまたにかつじ 島谷勝司 (1962年12月30日生)	1997年12月 当社入社 2015年3月 当社関西統括部長 2016年3月 当社執行役員 関西統括部長兼関西第三事業部長 2016年11月 当社執行役員関西地区管掌 関西統括部長兼関西第三事業部長 2017年3月 当社執行役員関東・関西地区管掌 関西統括部長 2017年5月 当社取締役執行役員営業担当兼関西統括部長 2018年5月 当社取締役執行役員営業本部長兼関西支社長 2019年3月 当社取締役執行役員西日本営業本部長兼関西支社長 2023年3月 当社取締役執行役員西日本営業本部長 2023年5月 当社取締役執行役員西日本営業本部長兼中四国支社長（現任）	2,200株
3	なかざとあきら 中里瑛 (1946年2月16日生)	1969年4月 三菱商事株式会社入社 2003年4月 エム・エス・ケー農業機械株式会社 専務取締役管理統括担当役員 2007年7月 当社顧問 2009年9月 当社専務執行役員 2010年5月 当社取締役専務執行役員 2012年5月 当社相談役 2018年5月 当社顧問 2020年5月 当社取締役 2022年2月 当社取締役社長室長 2023年5月 当社取締役相談役（現任）	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2025年10月に当該保険契約の更新を予定しております。
- なお、当該契約の概要等は事業報告15頁をご参照ください。

以 上

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の回復がみられるものの、円安傾向の継続のほか、長引く地政学リスクを背景とした資源価格高騰や物価上昇等に加え、2025年1月には米国で第2次トランプ政権が発足したことによる政策転換の影響等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業の主体をおく水産小売業界におきましても、原料相場の上昇に加え、海外で高まる水産物の需要の増加及び不漁による魚価高騰を要因とするコストの増大など、厳しい経営環境が継続しております。

このような環境下、当社グループでは、中期経営計画（2023年度～2025年度）に掲げる、魚喜ビジョン2025に基づき、新規デベロッパーの開拓による新規出店4店舗（鮮魚事業3店舗、飲食事業1店舗）を実施するとともに、既存店の強化及び活性化を図り、売上拡大に取り組んでまいりました。

さらに、人財教育の一環として、従業員教育の充実を図るため、社内eラーニングシステムの導入と活用により教育を強化するとともに、定期研修制度の実装にも取り組んでまいりました。

【当連結会計年度の出店・退店】

鮮 魚 事 業	出 店	明石ビブレ店、ゆめが丘ソラトス店・イオンタウン楽々園店
	退 店	吉田方店、和泉店、アルパーク店
飲 食 事 業	出 店	お持ち帰り寿司魚喜相模大野店
	退 店	当連結会計年度における退店はありません。
不 動 産 事 業	出 店	当連結会計年度における連結子会社ビッグパワーの出店及び退店はありません。
	退 店	

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は99億34百万円（前期比0.8%増）、売上総利益は44億49百万円（前期比2.1%増）と売上及び売上総利益は前期を上回る結果となりました。販売費及び一般管理費において、人件費をはじめとし、全社的に経費の見直し・削減を積極的に実施した結果、営業利益は89百万円（前期比23.3%増）、経常利益は1億5百万円（前期比41.3%増）、となりました。しかしながら、特別損失に退店が決定した店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスな店舗の減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は31百万円（前期比25.7%減）となりました。

区 分	2024年2月期 (第39期)	2025年2月期 (第40期)	前期比増減額	前期比増減率
売 上 高	9,855百万円	9,934百万円	78百万円	0.8%
売 上 総 利 益	4,360百万円	4,449百万円	89百万円	2.1%
販売費及び一般管理費	4,287百万円	4,360百万円	72百万円	1.7%
営 業 利 益	72百万円	89百万円	16百万円	23.3%
経 常 利 益	74百万円	105百万円	30百万円	41.3%
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	42百万円	31百万円	△10百万円	△25.7%

事業のセグメント別の状況としましては、鮮魚事業の売上高は87億円（前期比0.4%減）となり、セグメント利益は5億34百万円（前期比17.6%増）、飲食事業の売上高は8億62百万円（前期比8.9%増）となり、セグメント利益は30百万円（前期比23.6%減）、不動産事業の売上高は4億15百万円（前期比10.4%増）となり、セグメント利益は34百万円（前期比70.0%増）でありました。

部 門 別	区 分	2024年2月期 (第39期)	2025年2月期 (第40期)	前期比増減額	前期比増減率
鮮 魚 事 業	売 上 高	8,732百万円	8,700百万円	△31百万円	△0.4%
	セグメント利益	454百万円	534百万円	79百万円	17.6%
飲 食 事 業	売 上 高	791百万円	862百万円	70百万円	8.9%
	セグメント利益	39百万円	30百万円	△9百万円	△23.6%
不 動 産 事 業	売 上 高	376百万円	415百万円	39百万円	10.4%
	セグメント利益	20百万円	34百万円	14百万円	70.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、2億3百万円であります。

その主なものは、新店舗や店舗改修への設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達は、運転資金を金融機関からの借入で賄い、残額を自己資金で充当しました。

その結果、当連結会計年度末現在の金融機関からの借入金残高は6億10百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	2022年2月期 (第37期)	2023年2月期 (第38期)	2024年2月期 (第39期)	2025年2月期 (当連結会計年度) (第40期)
売上高 (千円)	11,042,025	9,905,905	9,855,580	9,934,090
親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	218,488	6,563	42,038	31,226
1株当たり当期純利益金額 (円)	85.56	2.57	16.46	12.23
総資産 (千円)	2,151,233	1,982,810	2,152,905	2,302,114
純資産 (千円)	834,266	823,282	857,693	871,646
1株当たり純資産額 (円)	326.69	322.39	335.87	341.33

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビッグパワー	千円 40,000	% 100	不動産賃貸管理等

(4) 対処すべき課題

次期（2026年2月期）の日本経済は、賃金上昇による個人消費の緩やかな改善傾向やインバウンド需要の拡大、企業収益の改善などを背景に堅調に推移することが予測されますが、原材料及びエネルギー価格の上昇、物価や金利の上昇、為替の変動、地政学リスクの増大など事業環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、新たな企業風土の醸成と企業価値の継続的な拡大を目指し、経営理念の刷新と浸透及び人事制度改革による創造人財の育成、並びに中期経営計画（2023年度から2025年度）を2023年3月に策定し、次期はその最終年度として、当計画の目標達成に向けた諸施策の実行を通じ、収益性の向上を図ります。また、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、積極的な取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献します。第41期（2026年2月期）は、以下5点の重点課題に取り組んでまいります。

① 既存店の強化と収益拡大

- ・ 地域に根ざした店舗運営を図るべく、品揃え、品質、価格、サービス等がお客様のニーズに合致しているかを検証し、改善していきます。また、旬・こだわりの商材やお買い得品等でお客様の商品やサービスへの欲求を創生し、常に当社でご購入いただくお客様を増やすことにより収益拡大を図ります。
- ・ 市場、商社、メーカー等の供給会社とのスケールメリットを活用した商品共同開発、共同仕入れ等を通じて、安定的に高品質商品を確保していきます。また、計画的な販売戦略を敷くことにより、価格的にも魅力のある仕入を実現してまいります。
- ・ 働き方改革によるローコストオペレーションを実現し、労働生産性の向上を図るとともに、品切れや廃棄によるロスを無くし、店舗運営コストの見直しを行い、収益構造の改善を図ります。

② 新たな収益基盤の拡大

- ・ 安定した収益確保を図るため、プライベートブランド商品（PB商品）の開発を強化し、当社店舗で販売するだけでなく、他の小売業会社等への卸しを積極的に行うとともに、Webによる新たな販売チャンネルを追加し収益拡大を図ります。また、今まで主力事業で蓄積したノウハウを新規事業展開に応用し、鮮魚小売業、飲食業を主軸に事業領域の拡大を図り、シナジー効果が期待できる業務提携等を検討してまいります。

③ 堅実な店舗展開

- ・ 安定的な店舗運営を図るため、人財育成とのバランスを図りながら厳選した店舗展開を進めていきます。
- ・ 出店基準の厳格化、効率的な店舗運営を行い、収益性を高める店舗展開を行います。

④ 人財の確保と育成

- ・ 人事制度改革タスクフォースチームを編成し、優秀な人財の確保のため、ITの活用も積極的に進め、労働環境の一層の整備を図るとともにモチベーション向上の施策、教育・研修制度の強化、福利厚生制度の充実、魅力ある人事制度改革による女性社員の活躍の場の提供、雇用年限の75歳への引上げによる高齢者の活用など、多様な人財が活躍できる環境構築を継続的に進めてまいります。

⑤ 衛生管理体制の徹底

- ・ 食の安全・安心は、食を取扱う企業として必須の課題であり、当社では、専門部署として食品衛生部を設置しております。食品衛生部では、各店舗において食中毒事故、異物混入問題を起こさないことはもとより、高品質で安心できる商品をお届けするため、衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理の徹底を図るとともに、店舗への巡回指導を定期的に行っております。今後も安全・安心で高品質な商品をお届けするため、衛生管理の徹底を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

主 要 事 業				事 業 内 容
鮮	魚	事	業	魚介類、寿司及び惣菜の小売販売
飲	食	事	業	回転寿司店等の経営
不	動	産	事 業	不動産賃貸管理等

(6) 主要な事業所（2025年2月28日現在）

- ① 本社 神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5
- ② 店舗数
 - i. 鮮魚事業 40店舗
 - ii. 飲食事業 8店舗
 - iii. 不動産事業 2店舗

③ 店舗

部 門 別	都道府県	店 舗 名	店舗数
鮮 魚 事 業	埼 玉 県	東急北越谷店	1 店舗
	東 京 都	池袋西武店・渋谷西武店・恵比寿店	3店舗
	神 奈 川 県	東急ライフタウン店・東戸塚店・横浜そごう店・伊勢佐木町店・湘南台店・イトーヨーカドー湘南台店・イトーヨーカドー大和鶴間店・戸塚モディ店・川崎アゼリア店・ゆめが丘ソラトス店	10店舗
	石 川 県	金沢高柳店・明倫通り店	2店舗
	岐 阜 県	JR岐阜店	1 店舗
	静 岡 県	遠鉄ストア浅羽店・遠鉄ストア浜北店・遠鉄ストア桜台店・遠鉄ストア三ヶ日店・JR浜松駅ビル店・KADODE OOIGAWA店	6 店舗
	愛 知 県	春日井店・ASTY一宮店	2店舗
	大 阪 府	天満橋店・住道店・寝屋川店	3店舗
	兵 庫 県	名谷店・神戸阪急店・姫路店・神野店・明石ビブレ店	5店舗
	奈 良 県	まほろばキッチン店	1 店舗
	広 島 県	広島緑井店・天満屋福山店・広島そごう店・福屋五日市店・イオンタウン楽々園店	5 店舗
	徳 島 県	あいさい広場店	1 店舗
飲 食 事 業	神 奈 川 県	回転寿司横須賀中央店・回転寿司魚喜東戸塚店・仕立屋鎌倉店・仕立屋湘南台店・お持ち帰り寿司魚喜相模大野店	5店舗
	岐 阜 県	あぶり焼きSAKANAYA ACTIVE G店・回転寿司魚喜ACTIVE G店	2 店舗
	広 島 県	エキエ広島店	1 店舗
不動産事業	神 奈 川 県	ビッグパワー湘南台店・新鮮イセザキ市場店	2 店舗

④ 第41期に係る2025年3月1日から5月1日までの出店及び退店

鮮 魚 事 業	出 店	2025年3月1日以降の出店はありません。
	退 店	池袋西武店
飲 食 事 業	出 店	2025年3月1日以降の出店及び退店はありません。
	退 店	
不 動 産 事 業	出 店	2025年3月1日以降の出店及び退店はありません。
	退 店	

(7) 使用人の状況（2025年 2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
鮮 魚 事 業	294名	▲1名	45歳4ヶ月	16年3ヶ月
飲 食 事 業	14名	▲3名	47歳3ヶ月	15年9ヶ月
不 動 産 事 業	10名	0名	46歳4ヶ月	8年6ヶ月

（注）臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
308名	▲4名	45歳5ヶ月	16年3ヶ月

（注）臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年 2月28日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	294,000千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	271,663千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,200,000株
- ② 発行済株式の総数 2,555,856株
- ③ 株主数 9,227名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社フォー・エム	405	15.89
有吉和枝	392	15.35
有吉美和	118	4.66
U O K I 社員持株会	47	1.88
株式会社ラックランド	35	1.37
株式会社万城食品	29	1.14
株式会社横浜銀行	28	1.13
福田次起	15	0.60
有吉充騎	13	0.53
有吉正騎	13	0.53

（注） 1. 持株数の千株未満は、切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式（2,192株）を控除し小数点以下第3位を四捨五入で計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	有 吉 美 和	東日本営業本部長 兼 株式会社ビッグパワー（連結子会社）取締役
取締役 執行役員	島 谷 勝 司	西日本営業本部長 兼 中四国支社長
取締役	中 里 瑛	相談役
取締役 (常勤監査等委員)	三 富 秀 雄	株式会社ビッグパワー（連結子会社）監査役
取締役 (監査等委員)	安 保 眞 司	神奈川県歯科医師信用組合監事
取締役 (監査等委員)	粕 谷 まり子	粕谷公認会計士事務所代表 公認会計士 株式会社シャノン監査役
取締役 (監査等委員)	鈴 木 み き	光和総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社テノックス 社外取締役 株式会社iimon 社外監査役

- (注) 1. 安保眞司氏、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために三富秀雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 安保眞司氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 粕谷まり子氏は、公認会計士の資格を有しており、会計監査経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 鈴木みき氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界における経験から法令に関する相当程度の知見を有しております
6. 当社は、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）の責任について、会社法第427条第1項（責任限定契約）により賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款規定に基づき、非業務執行取締役である三富秀雄氏、安保眞司氏、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏との間で、賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。ただし、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関し「各取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会より一任された代表取締役が、当社の業績に加え、各取締役の担当職務、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案し、その額を決定する」旨決議しております。また、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役（監査等委員）の個人別の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	43 (-)	43 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13 (9)	13 (9)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	56 (9)	56 (9)	- (-)	- (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（監査等委員である取締役を除く）は3名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
2. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。
3. 当社は、非金銭報酬等を支給しておりません。
4. 当事業年度に係る報酬等は、固定報酬のみであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る委任に関して、各取締役の評価を行うにあたり、当社の企業理念と業績を深く理解し、全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役が適任であると判断し、代表取締役社長執行役員有吉美和に対して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の決定を委任しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 取締役（監査等委員） 安保眞司

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

神奈川県歯科医師信用組合監事を兼務しております。当社と神奈川県歯科医師信用組合との間には特別な関係はありません。

(iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません

(iv) 当事業年度における主な活動状況及び

社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は20回開催され、20回全てに出席、また、監査等委員会は14回開催され、14回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、常勤監査等委員として監査にあたる立場及び大局的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制整備状況並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ii. 取締役（監査等委員） 粕谷まり子

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

粕谷公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社シャノンの監査役を兼務しております。当社と株式会社シャノンの間には特別な関係はありません。

(iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況及び

社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は20回開催され、20回全てに出席、また、監査等委員会は14回開催され、14回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、必要に応じ議案、審議等につき適宜発言、助言を行っております。

iii. 取締役（監査等委員） 鈴木みき

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

光和総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社テノックスの社外取締役及び株式会社iimonの社外監査役を兼務しております。当社と株式会社テノックス及び株式会社iimonとの間には特別な関係はありません。

(iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況及び

社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

2024年5月23日就任以降に開催された取締役会は14回開催され、14回全てに出席、また、監査等委員会は10回開催され、10回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、必要に応じ議案、審議等につき適宜発言、助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 普賢監査法人
- ② 報酬等の額

	金 額
i. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,900千円
ii. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記 i. の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）の責任について、会社法第427条第1項（責任限定契約）により賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款規定に基づき、会計監査人と締結した、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- i. 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、2,000万円又は監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ii. 監査受嘱者の行為が i の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

- ⑥ 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。その一環として、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、経営上可能な限り最大の範囲で配当を行うことを基本方針としております。

当期につきましては、2025年4月10日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。当期の剰余金の配当につきましては、1株当たりの年間配当金を10円とさせていただきました。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額25,536,640円

- ② 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月2日

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,351,200	流 動 負 債	979,302
現 金 及 び 預 金	701,809	買 掛 金	332,431
売 掛 金	390,589	短 期 借 入 金	200,000
商 品	114,187	1年内返済予定の長期借入金	104,280
貯 蔵 品	15,029	未 払 金	186,146
未 収 入 金	71,486	未 払 法 人 税 等	9,678
そ の 他	58,097	契 約 負 債	143
		預 り 金	21,533
固 定 資 産	950,914	賞 与 引 当 金	19,840
有 形 固 定 資 産	317,068	資 産 除 去 債 務	3,347
建 物 及 び 構 築 物	208,674	そ の 他	101,902
工 具、器 具 及 び 備 品	100,105		
土 地	389	固 定 負 債	451,165
建 設 仮 勘 定	7,900	長 期 借 入 金	306,009
無 形 固 定 資 産	18,079	長 期 預 り 保 証 金	67,841
投資その他の資産	615,765	関係会社支援損失引当金	11,530
投 資 有 価 証 券	175,258	繰 延 税 金 負 債	13,495
敷 金 及 び 保 証 金	338,376	資 産 除 去 債 務	52,289
保 険 積 立 金	82,518	負 債 合 計	1,430,468
繰 延 税 金 資 産	1,524	純 資 産 の 部	
そ の 他	18,087	株 主 資 本	823,784
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	246,063
		利 益 剰 余 金	483,377
		自 己 株 式	△5,656
		その他の包括利益累計額	47,862
		その他有価証券評価差額金	47,862
		純 資 産 合 計	871,646
資 産 合 計	2,302,114	負 債 純 資 産 合 計	2,302,114

連結損益計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28 日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	9,934,090		
売上原価	5,484,249		
売上総利益	4,449,840		
販売費及び一般管理費	4,360,653		
営業利益	89,186		
営業外収益			
受取利息	88		
受取配当金	3,253		
受取手数料	2,722		
助成金収入	1,223		
投資有価証券売却益	417		
受取協力の金他	20,636		
その他	1,184		29,527
営業外費用			
支払利息	3,646		
支払手数料	6,045		
為替差損	3,047		
その他	154		12,894
経常利益	105,819		
特別利益			
固定資産売却益	9		
投資除売却益	3,967		3,977
特別損失			
固定資産除却損	139		
減損	40,008		
店舗閉鎖損	6,828		46,976
税金等調整前当期純利益	62,820		
法人税、住民税及び事業税	24,005		
法人税等調整額	7,587		31,593
当期純利益	31,226		
親会社株主に帰属する当期純利益	31,226		

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,217,161	流 動 負 債	852,707
現 金 及 び 預 金	619,507	買 掛 金	325,761
売 掛 金	404,967	短 期 借 入 金	200,000
商 品	113,282	1年内返済予定の長期借入金	94,236
貯 蔵 品	15,029	未 払 金	114,365
前 払 費 用	28,436	未 払 費 用	69,104
未 収 入 金	21,923	未 払 消 費 税 等	14,020
そ の 他	14,015	契 約 負 債	143
固 定 資 産	766,675	預 り 金	7,185
有 形 固 定 資 産	250,701	未 払 法 人 税 等	4,277
建 物	149,928	賞 与 引 当 金	19,840
構 築 物	0	資 産 除 去 債 務	3,347
工 具、器 具 及 び 備 品	92,483	そ の 他	425
土 地	389	固 定 負 債	378,742
建 設 仮 勘 定	7,900	長 期 借 入 金	301,427
無 形 固 定 資 産	17,061	関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金	11,530
電 話 加 入 権	648	資 産 除 去 債 務	52,289
ソ フ ト ウ ェ ア	16,413	繰 延 税 金 負 債	13,495
投資その他の資産	498,912	負 債 合 計	1,231,450
投 資 有 価 証 券	175,258	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	0	株 主 資 本	704,524
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	12,000	資 本 金	100,000
長 期 前 払 費 用	5,407	資 本 剰 余 金	246,063
長 期 未 収 入 金	11,530	資 本 準 備 金	246,063
敷 金 及 び 保 証 金	211,057	利 益 剰 余 金	364,117
保 険 積 立 金	82,518	そ の 他 利 益 剰 余 金	364,117
そ の 他	1,140	繰 越 利 益 剰 余 金	364,117
		自 己 株 式	△5,656
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	47,862
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,862
		純 資 産 合 計	752,386
資 産 合 計	1,983,837	負 債 純 資 産 合 計	1,983,837

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28 日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			9,563,006
売 上 原 価			5,247,932
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		4,315,074
営 業 外 収 益	利 益		4,245,684
受 取 利 息		188	69,390
受 取 配 当 金		3,253	
受 取 有 価 証 券 売 却 益		417	
受 取 手 数 料		5,122	
受 取 成 金 収 入		1,223	
受 取 協 力 金 他		20,636	
		1,101	31,943
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		3,526	
支 払 手 数 料		6,045	
為 替 差 損 他		3,047	
経 常 利 益		111	12,730
特 別 利 益			88,602
特 資 産 除 去 債 務 戻 入 益		3,967	3,967
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損 失		139	
減 損 損 失		40,008	
店 舗 閉 鎖 損 失		6,828	46,976
税 引 前 当 期 純 利 益			45,594
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		18,600	
法 人 税 等 調 整 額		7,864	26,465
当 期 純 利 益			19,128

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社 魚 喜
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 功 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 亀 ケ 谷 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社魚喜の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社魚喜及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社 魚 喜
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 功 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 亀 ケ 谷 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社魚喜の2024年3月1日から2025年2月28日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

株式会社 魚喜 監査等委員会

常勤監査等委員 三 冨 秀 雄 ㊟

監 査 等 委 員 安 保 眞 司 ㊟

監 査 等 委 員 粕 谷 まり子 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 み き ㊟

(注) 監査等委員安保眞司氏、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏は、会社法第2条第15号及び第
331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：神奈川県横浜市西区南幸2-19-9

TKP横浜ビルTKPガーデンシティ PREMIUM横浜西口4F 「ホール4C」

電話 045-322-1361



交通機関：JR東海道線・京浜東北線・横須賀線・総武線 横浜駅 西口より徒歩7分

株主様へのお願い

- お土産、お飲み物をご用意いたしていません。
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。